

穴栗市特別職報酬等審議会（第3回） 次第

日時 11月28日（木）午後1時～

場所 穴栗市役所 5階 501 会議室

1. 開会

2. あいさつ（会長）

3. 会議録（第2回）の確認

4. 議事

（1） 追加資料の説明について

（2） 答申書（案）の作成について

5. その他

6. 閉会

(第3回) 配布資料 一覧

項目	頁
答申書 (案)	1
県内の類似団体等の財政指標の推移	7
市長の役割、議会の役割	8



令和元年 月 日

宍粟市長 福 元 晶 三 様

宍粟市特別職報酬等審議会

会長 大 坪 津 義

宍粟市特別職等の報酬額及び期末手当支給割合等について（答申）

令和元年11月13日付宍企総第520号にて諮問された、特別職等の報酬額及び期末手当支給割合について、審議の結果、以下のとおり答申します。

答 申

市長、副市長及び教育長の給料額及び期末手当支給割合並びに議会議員の報酬額及び期末手当支給割合については、現行どおり据え置くことが適当である。

【現行】

市長、副市長及び教育長の給料額（月額）及び期末手当支給割合	市 長	880,000円	4.20か月
	副市長	712,000円	
	教育長	638,000円	
議会議員の報酬額（月額）及び期末手当支給割合	議 長	448,000円	4.20か月
	副議長	370,000円	
	議 員	346,000円	

審議経過等

1. はじめに

令和元年11月13日に市長から本審議会に対し、「宍粟市特別職の報酬等及び期末手当支給割合」について諮問書が提出された。

諮問内容は、直近の審議会（平成29年度及び平成30年度）以降の社会経済情勢の変化、民間企業の状況など行政を取り巻く環境の変化を考慮するなかで、現行の市長等の特別職の給料額及び期末手当支給割合並びに議会議員の報酬額及び期末手当支給割合が適正か否か、本審議会へ意見を求められたものである。

2. 審議経過

本審議会においては、次に掲げる4つの視点を中心に、各委員がそれぞれ市民各層の代表として、公平・公正な姿勢を念頭に置きながら慎重に審議を行った。

- ①市長等の特別職及び議会議員の職責、活動等の状況
- ②県内他市の状況（類似団体や人口・財政状況等が相似する市との比較）
- ③人事院勧告による一般職の職員の給与改定の状況
- ④当市の財政指標等の状況、市民感情等

【審議会の開催状況】

回数	開催日	内容
第1回	令和元年11月13日（水）	辞令、会長等選出、諮問、資料説明、質疑応答
第2回	令和元年11月21日（木）	追加資料説明、質疑応答、方向性の審議・検討
第3回	令和元年11月28日（木）	答申案の審議・検討

【検討資料】

- ① 特別職等の報酬等の推移
- ② 特別職等の期末手当支給率の推移
- ③ 職員との比較（合併以降の報酬等推移）
- ④ 過去の特別職報酬等審議会の審議結果等
- ⑤ 給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント
- ⑥ 県内他市の給料、報酬、期末手当
- ⑦ 県内他市のうち、各指標が類似する団体との比較
- ⑧ 現職の市議会議員の構成（年齢・職業等）
- ⑨ 在職老齢年金の支給停止の仕組み
- ⑩ R 01 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の概要
- ⑪ H 30 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の概要
- ⑫ 消費者物価指数の推移
- ⑬ 県内他市のうち、期末手当の改定率が人勧どおりでない市の状況
- ⑭ 県内他市の特別職退職手当の状況
- ⑮ 県内他市の議会議員の議会活動状況
- ⑯ 宍粟市議会議員の議会活動状況
- ⑰ 県内の類似団体等の財政指標の推移

3. 審議内容

市長等の特別職及び議会議員の給料・報酬額については平成22年度以降据え置きとなっており、期末手当支給割合については平成29年度以降据え置きとなっている。

あらためて県内の類似団体や人口・財政状況等が相似する市と比較しても、概ね当市の状況に相応した水準の給料・報酬額及び期末手当支給割合であると考えられる。

一方で、人事院勧告は平成26年以降6年連続の引き上げがなされており、一般職の職員の給与はそれに準拠してプラス改定がなされてい

るが、当市の財政指標はこの間著しく改善したとまではいえないこと、消費者物価指数から景気動向が一定上向きであるとはいえず地域経済の状況は決して良いとはいえないこと、市民感情の面から消費税が10%に引き上げられ生活に大きな影響が出ていることなどを考慮すると、現行の額及び支給割合を引き上げるべき状況とまではいえない。

市長等の特別職の果たすべき職務や職責は、年々変化しており、市のトップとして、複雑・多様化する市民ニーズに柔軟かつ的確に対応するため、極めて高度な判断と強い統率力が要求される。

また、議会議員についても、行政の監視や議決権の行使にとどまらず、市長等の特別職と同様、複雑・多様化する市民ニーズに応えるため、高い見識と専門的知識が従来以上に要求される。

いずれもその給料・報酬及び期末手当は、その責任ある重要な職責にふさわしいものでなければならないが、当市の財政状況や経済状況、市民感情等を踏まえ、総合的に判断した結果、現行の額を据え置くことが適当であるとの結論に至った。

4. おわりに

当市が理念として掲げる「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」を実現するためには、市長等の特別職が強い責任感とスピード感を持って、人口減少対策や地域経済の発展、雇用の創出など、様々な課題に対処していかなければならない。

また、議会議員は、開かれた議会を目指し、強い責任感を持って議決権を行使するとともに、様々な意見や要望を市政に反映させるべく、市民の声を行政に届けなければならない。加えて、その議員活動について、積極的に情報を提供し、議員活動が見える化することで、市民の評価の参考となるよう努められたい。

当市の理念を実現するため、二元代表制の両輪である市長と議会議員が、それぞれの職務・職責の重要性を再認識されるとともに、相互

に緊張関係を保ち協力しながら自治体運営にあたることで、より一層、市民の信頼と期待に応えられるよう切望する。

5. 付記事項

審議会における議論の中で、次のとおり、意見・要望等があったことを付言する。

【意見】

- ・神戸市において、教諭のいじめ問題を受け「市民の理解が得られない」と、一部職員のボーナス増額を見送るとの報道があった。当市においても、市民感情については、敏感にならざるを得ない。
- ・議員の議会活動については資料等で確認できるが、それ以外の活動については推し量る指標等がなく、判断が難しい。議会活動以外の活動状況が見えにくい。
- ・議員に推薦したい人材がいても、特に子育て世代でこの報酬では生活は厳しい。
- ・議員の定数を減らしたとしても、自治会長にしっかりと活動していただき、議員とともに各種会議等に参加してもらえれば、十分な議論が期待できるのではないか。

【要望】

- ・生活給でないとはいえ、副業を持たない場合は、現状の議員報酬で生活することは厳しい。報酬に扶養手当などを加算することで、若い世代の立候補を促すことはできないか。年金世代でなく若い世代が立候補することは、市政に良い影響を与えると考える。
- ・類似団体との比較資料は、参考にする部分はあるが、数字だけに目が行きがち。市長等の特別職や議会議員には市内だけでなく、他市の状況についても肌で感じてほしい。内から実態を見るだけ

では狭い視野となりかねない。外からも冷静に宍粟を見る視点が必要ではないか。

◎宍粟市特別職報酬等審議会 委員名簿

氏名	団体等	備考
大坪 津義	宍粟市連合自治会 副会長	会長
谷笹 摩弥	宍粟市商工会 女性部長	職務代理者
岡前 佳津子	宍粟市消費者協会 副会長	
石原 政司	西兵庫信用金庫 常勤理事	
山國 和志	公募委員	

県内の類似団体等の財政指標の推移

市町名	年度	財政力 指数 (財政力を示す指数。高いほど財源に余裕がある。)	経常収支 比率 (経常的に収入される一般財源のうち、人件費のように経常的に支出される経費の割合。低いほど弾力的な財政運営が可能になる。)	実質公債費 比率 (資金繰りの程度を表す指標。低いほど資金繰りに余裕がある。)	将来負担 比率 (将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する割合。低いほど、将来財政を圧迫する可能性が低い。)	ラスパイレス 指数 (国家公務員を100とした場合の、地方公務員の給与の水準。100＝国家公務員と同じ水準という意味合い。)	標準財政規模 (通常収入されると見込まれる一般財源の規模。)
犬栗市	2019	0.351(県内35位)	91.2%(県内21位)	13.4%(県内10位)	111.1%(県内9位)	97.7(県内30位)	14,887,644千円(県内19位)
	2018	0.354(県内35位)	92.5%(県内18位)	14.5%(県内6位)	110.6%(県内10位)	97.4(県内32位)	15,331,255千円(県内19位)
	2017	0.359(県内35位)	90.0%(県内18位)	15.0%(県内6位)	122.8%(県内7位)	97.9(県内27位)	15,487,438千円(県内19位)
	2016	0.361(県内35位)	90.5%(県内18位)	15.1%(県内5位)	136.5%(県内5位)	97.7(県内28位)	15,400,513千円(県内19位)
	2015	0.366(県内35位)	90.7%(県内15位)	16.6%(県内6位)	144.9%(県内7位)	105.3(県内30位)	15,267,981千円(県内19位)
神戸市	2019	0.800(県内11位)	99.4%(県内2位)	6.6%(県内28位)	78.8%(県内16位)	101.0(県内5位)	437,141,160千円(県内1位)
	2018	0.803(県内11位)	97.9%(県内5位)	7.4%(県内28位)	80.0%(県内17位)	100.8(県内11位)	384,939,904千円(県内1位)
	2017	0.791(県内11位)	95.9%(県内3位)	7.9%(県内27位)	80.2%(県内16位)	101.6(県内5位)	384,449,156千円(県内1位)
姫路市	2019	0.882(県内7位)	86.1%(県内37位)	4.2%(県内33位)	3.7%(県内31位)	101.5(県内2位)	119,813,260千円(県内2位)
	2018	0.872(県内7位)	86.1%(県内34位)	4.7%(県内33位)	0.7%(県内33位)	101.6(県内4位)	120,954,947千円(県内2位)
	2017	0.863(県内7位)	83.4%(県内36位)	5.5%(県内33位)	9.6%(県内33位)	101.7(県内4位)	119,599,632千円(県内2位)
たつの市	2019	0.574(県内23位)	86.8%(県内35位)	12.4%(県内11位)	24.3%(県内27位)	98.3(県内26位)	21,255,965千円(県内14位)
	2018	0.579(県内23位)	87.6%(県内31位)	12.9%(県内11位)	38.0%(県内24位)	98.6(県内23位)	21,372,267千円(県内14位)
	2017	0.577(県内23位)	84.2%(県内34位)	13.3%(県内10位)	45.1%(県内22位)	98.7(県内18位)	21,659,561千円(県内14位)
相生市	2019	0.565(県内24位)	98.8%(県内5位)	14.3%(県内7位)	116.7%(県内8位)	99.5(県内13位)	8,134,411千円(県内31位)
	2018	0.554(県内25位)	98.7%(県内2位)	14.4%(県内7位)	137.7%(県内6位)	98.4(県内25位)	8,134,781千円(県内31位)
	2017	0.551(県内25位)	95.9%(県内3位)	13.8%(県内7位)	142.3%(県内5位)	97.6(県内30位)	8,146,686千円(県内31位)
赤穂市	2019	0.725(県内16位)	90.2%(県内25位)	9.4%(県内20位)	136.4%(県内5位)	96.8(県内36位)	12,348,829千円(県内23位)
	2018	0.725(県内16位)	90.2%(県内23位)	9.4%(県内21位)	129.9%(県内7位)	96.2(県内37位)	12,357,695千円(県内24位)
	2017	0.723(県内17位)	90.0%(県内18位)	9.7%(県内23位)	138.4%(県内6位)	96.7(県内34位)	12,386,616千円(県内24位)
西脇市	2019	0.464(県内27位)	89.1%(県内28位)	8.7%(県内22位)	15.1%(県内30位)	99.3(県内15位)	11,700,090千円(県内26位)
	2018	0.474(県内26位)	89.5%(県内25位)	8.4%(県内25位)	10.1%(県内30位)	99.0(県内20位)	11,828,816千円(県内26位)
	2017	0.476(県内26位)	88.7%(県内21位)	7.8%(県内28位)	30.7%(県内28位)	98.7(県内18位)	11,887,318千円(県内26位)
小野市	2019	0.688(県内20位)	90.8%(県内23位)	3.9%(県内35位)		99.8(県内11位)	11,413,065千円(県内28位)
	2018	0.683(県内20位)	89.4%(県内26位)	4.3%(県内35位)		100.9(県内10位)	11,508,811千円(県内28位)
	2017	0.682(県内20位)	85.8%(県内28位)	5.2%(県内37位)		100.5(県内11位)	11,496,802千円(県内28位)
加西市	2019	0.643(県内21位)	92.5%(県内17位)	8.0%(県内24位)	76.9%(県内17位)	98.9(県内19位)	11,554,681千円(県内27位)
	2018	0.637(県内21位)	94.4%(県内13位)	9.3%(県内22位)	68.6%(県内19位)	99.1(県内19位)	11,587,169千円(県内27位)
	2017	0.625(県内21位)	87.8%(県内23位)	10.3%(県内22位)	61.6%(県内20位)	99.5(県内13位)	11,841,046千円(県内27位)
養父市	2019	0.233(県内41位)	88.1%(県内31位)	7.2%(県内26位)	—%(県内33位)	95.7(県内39位)	12,082,111千円(県内25位)
	2018	0.232(県内41位)	86.7%(県内33位)	8.9%(県内23位)		95.4(県内40位)	12,554,646千円(県内23位)
	2017	0.252(県内40位)	82.5%(県内39位)	10.8%(県内19位)	14.7%(県内31位)	95.8(県内39位)	13,131,791千円(県内23位)
朝来市	2019	0.397(県内32位)	88.8%(県内29位)	10.0%(県内18位)	33.8%(県内25位)	97.5(県内32位)	12,911,964千円(県内22位)
	2018	0.407(県内30位)	87.5%(県内32位)	9.5%(県内20位)	39.9%(県内23位)	97.0(県内35位)	13,229,838千円(県内22位)
	2017	0.421(県内30位)	84.4%(県内32位)	10.9%(県内18位)	36.5%(県内25位)	96.6(県内37位)	13,224,361千円(県内22位)
加東市	2019	0.699(県内18位)	87.6%(県内33位)	4.7%(県内32位)		99.1(県内17位)	12,087,437千円(県内24位)
	2018	0.715(県内17位)	85.5%(県内35位)	5.1%(県内31位)		99.3(県内18位)	11,926,454千円(県内25位)
	2017	0.733(県内15位)	84.6%(県内31位)	5.9%(県内31位)		98.8(県内17位)	11,919,873千円(県内25位)

※ () の県内順位は、兵庫県内の市町(29市、12町)の中での順位。

市長の役割（しごと）

- 1 選挙により選ばれた市の代表として、市政運営を統括する。
- 2 条例や予算等に基づく事務について、自らの判断と責任において、誠実に管理し、及び執行する。
- 3 職員の任免及び指揮監督を行うとともに、効率的で効果的な組織運営を行う。

地方自治法 抜粋

（事務管理及び執行の責任）

第百三十八条の二 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

大栗市自治基本条例 抜粋

（市長の権限）

第10条 市長は、市民の信託を受けた市の代表として、市政運営を統轄する。

- 2 市長は、市の事務を管理し、これを執行する。
- 3 市長は、その補助機関である職員を任免し、指揮監督する。

（市長の責任）

第11条 市長は、市民の信託に応え、市の代表としてこの条例を誠実に遵守し、公正な市政運営を行わなければならない。

- 2 市長は、リーダーシップを発揮した効率的で効果的な組織運営を行わなければならない。

議会の役割（しごと）

1 地方公共団体の意思の決定

選挙で選ばれた住民を代表する者として、執行機関が提案する議案に対し、可否について判断する。

- ・議決権の行使

2 行政の監視および評価

行政が住民の意思を無視し、方針決定や施策の実行をしないようチェックする。

- ・議会における一般質問、提案された議案に対する質問
- ・委員会における審査、所管事務調査

3 意見や要望の聴取、政策の提言

広く地域住民から意見や要望を集め、それを市政等に反映させるため、政策を立案する。

- ・政党・会派または個人等による政治活動
- ・住民からの要望、陳情等の受付
- ・公益に関する事件（他の機関の事務等）について、関係省庁等に意見書を提出
- ・政策を立案（条例の制定や改正等）し、執行機関に提案

4 その他

- ・議会報告会の開催、先進地の視察、議会広報の発行など

宍粟市議会基本条例 抜粋

（議会の活動原則）

第3条 議会は、次に掲げる事項に基づき活動しなければならない。

- （1） 公平性、透明性、信頼性等を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- （2） 市長その他市の執行機関（以下「執行機関」という。）の市政運営を的確に監視すること。
- （3） 市民の多様な意見を把握して市政に反映させるため、必要な政策を自ら立案し、執行機関に提案することにより、市民とともにまちづくりに取り組むこと。
- （4） 市民にとって分かりやすい言葉を使うなど、市民の傍聴及び参加の意欲を高める議会運営に努めること。
- （5） 地方分権の進展に的確に対応するため、他の地方公共団体の議会との交流及び連携を行うこと。